

# 第 3 回 鶴 岡 市 総 合 計 画 審 議 会 市 民 生 活 専 門 委 員 会

平成 2 6 年 1 月 2 3 日 (木)  
午後 2 時～  
鶴岡市役所 6 階大会議室

## 次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画後期基本計画（市民生活分野）の案について

(2) その他

4 閉 会

第1章

※下線部分は変更点

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の 推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 <u>資源循環型社会の形成</u>	<u>(1) 新たな廃棄物処理施設の整備</u> <u>(2) ごみ減量化・資源化の推進</u> <u>(3) 資源循環型社会への転換</u> <u>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用</u>
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 <u>エネルギーの地産地消の推進</u>	<u>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>(2) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進</u>
		第6節 <u>環境の美化・保全活動の推進</u>	<u>(1) 地球環境保全対策の推進</u> <u>(2) 自然環境の保全</u> <u>(3) 地域の環境美化・保全</u> <u>(4) 環境教育の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) すこやかに生み育てる環境の整備</li> <li>(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</li> <li>(3) こころの健康づくりと自殺の予防</li> <li>(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進</li> <li>(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</li> </ul>	第1節	<p><u>少子化対策の推進と健やかな子どもの育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>少子化対策の推進</u></li> <li>(2) <u>子どもの健やかな成長の促進</u></li> <li>(3) <u>仕事と子育ての両立支援</u></li> </ul>
第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</li> <li>(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</li> </ul>	第2節	<p><u>こころと体の健康増進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>すこやかに生み育てる環境の整備</u></li> <li>(2) <u>生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</u></li> <li>(3) <u>こころの健康づくりと自殺の予防</u></li> <li>(4) <u>市民との協働による健康づくり活動の推進</u></li> <li>(5) <u>豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</u></li> </ul>
第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の相談支援体制の充実</li> <li>(2) 障害者の地域生活支援の充実</li> </ul>	第3節	<p><u>温かい福祉の地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</u></li> <li>(2) <u>新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</u></li> </ul>
第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険制度の適切な運営</li> <li>(2) 介護予防の充実</li> <li>(3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</li> <li>(4) 高齢者の社会参加の促進</li> </ul>	第4節	<p><u>障害者の自立生活の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>障害者の相談支援体制の充実</u></li> <li>(2) <u>障害者の地域生活支援の充実</u></li> </ul>
第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの健やかな成長の促進</li> <li>(2) 仕事と子育ての両立支援</li> </ul>	第5節	<p><u>高齢者がいきいきとした地域の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>介護保険制度の適切な運営</u></li> <li>(2) <u>介護予防の充実</u></li> <li>(3) <u>認知症支援策の充実</u></li> <li>(4) <u>地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</u></li> <li>(5) <u>高齢者の社会参加の促進</u></li> </ul>
第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</li> <li>(2) 災害医療を含む救急医療体制の整備</li> <li>(3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保</li> <li>(4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実</li> </ul>	第6節	<p><u>医療の提供体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</u></li> <li>(2) <u>災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応</u></li> <li>(3) <u>医師及び看護師などの医療従事者の確保</u></li> <li>(4) <u>在宅患者及び家族に対する支援体制の充実</u></li> </ul>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化と文化資源の保存継承
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	(1) <u>多文化共生の推進</u> (2) <u>国際都市交流の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備	第1節 持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり____ (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節 森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用	第2節 森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節 安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保	第3節 安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化	第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節 新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節 <u>農林水産業の6次産業化の促進</u>	(1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u> (2) <u>新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進</u> (3) <u>地産地消の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	(1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興	第1節 <u>雇用の促進とはたらく力を高める人づくり</u> (1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 先進的な事業活動を支える人材の育成
第2節	まちの賑わいを創る産業の振興	(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興	第2節 <u>地域の強みを生かした地力ある産業の振興</u> (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興
第3節	はたらく力と意欲を高める人づくり	(1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進	第3節 <u>まちの賑わいを創る産業の振興</u> (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実	第4節 鶴岡ならではの観光の振興 (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 快適な市街地と集落の基盤形成</li> <li>(2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり</li> <li>(3) 地域の個性を生かした景観形成</li> <li>(4) 賑わいある中心市街地の形成</li> <li>(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備</li> </ul>	第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 快適な市街地と集落の基盤形成</li> <li>(2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり</li> <li>(3) 地域の特性を生かした景観形成</li> <li>(4) 賑わいある中心市街地の形成</li> <li>(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全</li> </ul>
第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進</li> <li>(2) 高速交通ネットワークの充実</li> <li>(3) 情報社会に対応した環境整備の推進</li> <li>(4) 幹線道路網の整備</li> <li>(5) 中心市街地における歩行回遊性の向上</li> <li>(6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理</li> <li>(7) 公共交通ネットワークの確保</li> <li>(8) 港湾の利活用と魅力の創出</li> </ul>	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進</li> <li>(2) 高速交通ネットワークの充実</li> <li>(3) 情報社会に対応した環境整備の推進</li> <li>(4) 幹線道路網の整備</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u></li> <li>(6) <u>公共交通ネットワークの確保</u></li> <li>(7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u></li> </ul>
第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 快適で安全・安心な住まいづくり</li> <li>(2) 住宅・建築物の耐震化の向上</li> <li>(3) 既存ストックの維持管理と有効活用</li> <li>(4) 安全な水の安定供給</li> <li>(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営</li> </ul>	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 快適で安全・安心な住環境整備</li> <li>(2) 住宅・建築物の耐震化の向上</li> <li>(3) 既存ストックの維持管理と有効活用</li> <li>(4) 安全な水の安定供給</li> <li>(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営</li> <li>(6) <u>雨水対策の推進</u></li> </ul>
第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川の整備</li> <li>(2) 砂防施設等の整備</li> <li>(3) 海岸の整備</li> </ul>	第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川の整備</li> <li>(2) 砂防施設等の整備</li> <li>(3) 海岸の整備</li> </ul>

（変更前）

（変更後）

## 第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

## 第1節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり

## （1）互助精神、コミュニティ意識の醸成

## ○施策の方向

地域コミュニティにおいては、お互いに助け合う精神や豊かな人間関係が大変重要であり、地域内でのお互いの関係が良好に築かれるよう、住民のコミュニティ意識の向上を図ります。

## ○主な施策

- ①コミュニティ意識が醸成され、近隣の良好なコミュニティ関係が築かれるよう、子どもから高齢者までの各年代層にわたって多くの住民がまちづくりに参加できる機会づくりを推進します。
- ②子どもが地域の一員として、地域の活動を共に体験し、互いに助け合う精神を培い、豊かな人間関係が築かれるよう、地域と学校がさらに連携を深め、防災活動や地域の伝統的な行事や祭りなど地域での活動への参加を促進します。

## （2）身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり

## ○施策の方向

行政では対応の難しい地域的な課題や狭い地域で対応する方が効果的な課題など身近な地域課題については地域住民が主体的に取り組んでいけるよう、活力ある組織体制づくりを推進します。

また、地域の各種団体が連携する場としての活動拠点の充実や住民への

## 第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

## 第1節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり

## （1）互助精神、コミュニティ意識の醸成

## ○施策の方向

本市の※地域コミュニティ基本方針に掲げる「市民がまちづくりの主役として個性あふれ豊かさを実感できる地域社会」を築くには、お互いに助け合う精神や心の通った人間関係が大変重要であり、地域内でのお互いの関係が良好に保たれるよう、住民のコミュニティ意識の向上を図ります。

## ○主な施策

- ①コミュニティ意識が醸成され、近隣の良好なコミュニティ関係が築かれるよう、子どもから高齢者までの各年代層にわたって多くの住民がまちづくりに参加できる機会づくりを推進します。
- ②子どもが地域の一員として、地域の活動を共に体験し、互いに助け合う精神を培い、豊かな人間関係が築かれるよう、地域と学校がさらに連携を深め、防災活動や地域の伝統的な行事や祭りなど地域での活動への参加を促進します。

## （2）身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり

## ○施策の方向

~~行政では対応の難しい~~地域的な課題や狭い地域で対応する方が効果的な課題など身近な地域課題については地域住民が主体的に取り組んでいけるよう、活力ある組織体制づくりを推進します。

また、地域の各種団体が連携する場としての活動拠点の充実や住民への

## (変更前)

情報提供などにより、地域コミュニティ活動が行いやすい環境を整えます。

## ○主な施策

- ①防災、防犯、高齢者支援など地域にどのような課題があるのか住民自らが把握し、身近な課題について共通の意識を持てるよう機会づくりを推進します。
- ②地域の課題を具体的に協議し、地域のなかで、自分のできることをお互いに提供し、支え合える体制づくりを推進します。
- ③地域コミュニティ機能を発揮できる活力ある組織の整備や地域課題に対応する取組みを支援します。
- ④住民自治活動の拠点である※コミュニティセンター及び※自治公民館などの機能の拡充を図るとともに、地域のコミュニティ活動の活発化を推進します。
- ⑤近隣住民同士がお互いに顔がわかるような関係のもとに助け合いの仕組みを築くため、隣組単位による住民自治活動の充実を図ります。

## (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成

## ○施策の方向

増加する地域の課題や住民ニーズに対応するためには、地域課題などに対応できる住民自治組織の強化が必要となることから、地域活動の担い手を確保します。

## (変更後)

情報提供などにより、地域の事情に応じた地域コミュニティ活動が行いやすい環境を整えます。

## ○主な施策

- ①防災、防犯、高齢者支援など地域にどのような課題があるのか住民自らが把握し、身近な課題について共通の意識を持てるよう機会づくりを推進します。
- ②地域の課題を具体的に協議し、地域のなかで、自分のできることをお互いに提供し、支え合える体制づくりを推進します。
- ③住民自治組織で実施する生涯学習事業が、地域課題の解決や新たな地域づくり活動につながるよう、その取組みを支援します。
- ④住民自治組織を単位に担当職員を配置するなど、住民が主体となったコミュニティ活動に行政が持つ情報やノウハウが生かされるよう支援します。
- ⑤地域コミュニティ機能を発揮できる活力ある組織の整備や地域課題に対応する取組みを、担当部局が連携し支援します。
- ⑥住民自治活動の拠点である※コミュニティセンター及び※自治公民館などの機能の拡充を図るとともに、地域のコミュニティ活動の活発化を推進します。
- ⑦近隣住民同士がお互いに顔がわかるような関係のもとに助け合いの仕組みを築くため、隣組単位による住民自治活動の充実を図ります。

## (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成

## ○施策の方向

増加する地域の課題や住民ニーズに対応するためには、地域課題などに対応できる住民自治組織の強化が必要となることから、地域活動の担い手を確保します。

(変更前)

(変更後)

○主な施策

- ①経験豊富な高齢者と団塊の世代の人材活用を積極的に推進します。
- ②町内会長など住民自治組織の中核となる地域リーダーを育成します。
- ③地域内でボランティア活動ができる仕組みをつくとともに、活動の調整役（ボランティアコーディネーター）となる人材を養成します。

○主な施策

- ①経験豊富な高齢者と団塊の世代の人材活用を積極的に推進します。
- ②町内会長など住民自治組織の中核となる地域リーダーを育成します。
- ③地域内でボランティア活動ができる仕組みをつくとともに、活動の調整役（ボランティアコーディネーター）となる人材を養成します。
- ④地域活動の担い手の減少や住民ニーズの多様化など、時代の変化に応じた住民自治組織活動の見直しや、住民・役員の負担軽減につながる取り組みを推進します。
- ⑤町内会などの単位自治組織の機能を補完し、創造的な地域づくりを推進する広域的なコミュニティの組織づくりと、その活動を支援します。

第2節 地域の防災・防犯力の強化

第2節 地域の防災・防犯力の強化

(1) 防災基盤の強化

○施策の方向

社会基盤をより災害に強いものに整備するとともに、災害時に迅速な応急対応が図られるよう情報伝達手段、防災拠点施設や機能を充実し、また、的確な復旧対策が進められるよう関係機関、関係団体との協力体制を深め、防災基盤を強化します。

(1) 防災基盤の強化

○施策の方向

社会基盤をより災害に強いものに整備するとともに、災害時に迅速な応急対応が図られるよう情報伝達手段、防災拠点施設や機能を充実し、また、的確な復旧対策が進められるよう関係機関、関係団体との協力体制を深め、防災基盤を強化します。

○主な施策

- ①建築物、道路、橋梁などの安全点検や耐震化を推進し、また、治山や治水対策を促進するなど、より災害に強い社会基盤を整備します。
- ②災害時の情報伝達手段を整備するとともに、住民の避難場所や防災資機材及び物資の確保に活用される防災拠点機能の充実を図ります。
- ③水道、電力、ガスなどのライフラインや通信手段の確保及び復旧、救援物資の調達における民間事業所や関係行政機関、近隣自治体などとの協

○主な施策

- ①建築物、道路、橋梁などの安全点検や耐震化を推進し、また、治山や治水対策を促進するなど、より災害に強い社会基盤を整備します。
- ②災害時の情報伝達手段を整備するとともに、避難所となる施設に防災資機材を配備するなど防災拠点機能の充実を図ります。
- ③水道、電力、ガスなどのライフラインや通信手段の確保及び復旧、救護物資の調達などにおける民間事業者や関係行政機関、近隣自治体など

(変更前)

(変更後)

力体制を構築します。

## (2) 地域防災力の確保

### ○施策の方向

小規模集落の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、生活の個別化などにより地域防災力の主な担い手になる成年層の住民の多くが日中不在となる状況にあり、平日における災害時の対応に支障が生じることが懸念されることから、地域内の防災活動の中核となる人材を確保し、災害時の自主防災活動体制を整備します。また、身体障害者など災害時要援護者の避難などを支援するため、町内会や集落より小規模な単位である隣組単位の救助体制などの整備を促進します。

また、高齢化、過疎化などにより地域の防災活動が困難な場合は、集落を超えた広域的な体制も必要と考えられるため、防災活動が機能できる地域コミュニティ組織体制を構築します。

### ○主な施策

- ①自主防災組織における中核的人材の確保や育成を推進します。
- ②平日の地域内の人口構成、生活実態及び災害環境を調査し、災害時に全ての住民が避難や救助できるようにするため、自主防災活動体制の構築を支援します。
- ③各種災害に関する※ハザードマップを作成し災害予防、減災対策に関する情報の周知を推進するとともに、地域実態に即した※災害時要援護者避難支援プランを策定します。

## (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実

### ○施策の方向

自主防災活動が地域住民相互の助け合いの心とマンパワーを最大限に発揮できるようにするために、若年層や転入者などの参加の促進、消防団との連携の強化など多様な取組みを促進します。

また、住民の防災意識の向上と知識の普及を推進するとともに、自主防災組織が実施している防災訓練について、災害初期を想定した訓練に加

との協力体制を構築します。

## (2) 地域防災力の確保

### ○施策の方向

小規模集落の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、生活の個別化などにより地域防災力の主な担い手になる成年層の住民の多くが日中不在となる状況にあり、平日における災害時の対応に支障が生じることが懸念されることから、地域内の防災活動の中核となる人材を確保し、災害時の自主防災活動体制を整備します。また、身体障害者など災害時要援護者の避難などを支援するため、町内会や集落より小規模な単位である隣組単位の救助体制などの整備を促進します。

また、高齢化、過疎化などにより地域の防災活動が困難な場合は、集落を超えた広域的な体制も必要と考えられるため、防災活動が機能できる地域コミュニティ組織体制を構築します。

### ○主な施策

- ①自主防災組織における中核的人材の確保や育成を推進します。
- ②災害時に全ての住民が避難できるようにするため、自主防災活動体制の構築を支援します。
- ③各種災害に対する※ハザードマップを作成し災害予防、減災対策に関する情報の周知を図るとともに、※災害時要援護者避難支援計画に基づき避難支援に取り組みます。

## (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実

### ○施策の方向

自主防災活動が地域住民相互の助け合いの心とマンパワーを最大限に発揮できるようにするために、若年層や転入者などの参加の促進、消防団との連携の強化など多様な取組みを促進します。

また、住民の防災意識の向上と知識の普及を推進するとともに、自主防災組織が実施している防災訓練について、災害初期を想定した訓練に加

(変更前)

え、避難所開設にともなう訓練を取り入れるなど内容の充実を図ります。

○主な施策

①自主防災組織が実施している防災訓練について、各種災害に対応した、初動期、避難所開設期など災害発生からの各時期に応じた訓練が可能となるよう訓練内容の充実を図ります。

②地域住民の多数が参加できる防災訓練の実施を支援します。

(4) 交通安全教育の推進

○施策の方向

子どもや高齢者を交通事故の被害から守るとともに、高齢ドライバーの増加に伴い高齢者が交通事故の加害者となる事例の増加が懸念されることから、交通安全意識の向上を図るための教育活動を推進します。

○主な施策

①学齢期前の子どもの基本的な交通マナーや交通安全に対する知識の指導及び高齢者の交通安全意識や運転マナーの向上を図るため、多様な機会を活用した交通安全教育に取り組みます。

(5) 地域の防犯体制の整備

○施策の方向

近年の犯罪は、地域的な見回り活動などでは対応できない、振り込め詐欺、悪質な訪問販売等、知能犯的な犯罪が増加傾向にあるなど、手口の多様化、犯罪行為の迅速化が進んでいることから、犯罪の変貌に対応した地域住民と防犯関係機関を結ぶ情報伝達網を構築し、防犯体制を整備します。

○主な施策

①地域の防犯活動の充実を推進するとともに、児童生徒の犯罪被害防止と交通安全対策として行われている危険箇所の把握や見守り活動を支援します。  
②高齢者を狙った消費者詐欺などの犯罪被害を防止するため、防犯対策に

(変更後)

え、避難所開設にともなう訓練を取り入れるなど内容の充実を図ります。

○主な施策

①自主防災組織が実施する防災訓練や研修会などを実効性のあるものとするため、訓練内容などの充実を図ります。

~~②地域住民の多数が参加できる防災訓練の実施を支援します。~~

(4) 交通安全教育の推進

○施策の方向

子どもや高齢者を交通事故の被害から守るとともに、高齢ドライバーの増加に伴い高齢者が交通事故の加害者となる事例の増加が懸念されることから、交通安全意識の向上を図るための教育活動を推進します。

○主な施策

①学齢期前の子どもの基本的な交通マナーや交通安全に対する知識の指導及び高齢者の交通安全意識や運転マナーの向上を図るため、多様な機会を活用した交通安全教育に取り組みます。

(5) 地域の防犯体制の整備

○施策の方向

近年の犯罪は、地域的な見回り活動などでは対応できない、振り込め詐欺、悪質な訪問販売等、知能犯的な犯罪が増加傾向にあるなど、手口の多様化、犯罪行為の迅速化が進んでいることから、犯罪の変貌に対応した地域住民と防犯関係機関を結ぶ情報伝達網を構築し、防犯体制を整備します。

○主な施策

①地域の防犯活動の充実を推進するとともに、児童生徒の犯罪被害防止と交通安全対策として行われている危険箇所の把握や見守り活動を支援します。  
②高齢者を狙った消費者詐欺などの犯罪被害を防止するため、防犯対策に

## (変更前)

関する必要な情報を収集し、適切な提供に努めます。

- ③地域住民、防犯組織、警察及び行政が緊密に連携し、犯罪情報の迅速な周知や伝達ができる体制を構築します。

## 第3節 消防・救急体制の強化

## (1) 消防力の充実

## ○施策の方向

広大な市域のなか、地震や風水害など大規模な自然災害や火災から市民を守るため、消防防災施設の整備などにより機動力を強化し消防力を充実します。

## ○主な施策

- ①都市構造の変化や高速自動車道など交通網の整備が進むなか、火災や自然災害などに即応できるようにするため、消防本部・本署庁舎をはじめ消防・防災拠点となる施設や設備、消防資機材を計画的に整備します。
- ②消防防災ヘリコプターを活用した消防防災活動などにおける関係機関との一層の連携体制を整備します。

## (2) 新たな住宅防火対策の推進

## ○施策の方向

住宅火災の出火防止のため、火災予防広報活動を積極的に展開し、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。

## ○主な施策

- ①住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、消防団及び自主防災組織などとの連携強化により、住宅用火災警報器の早期設置を促進します。
- ②住宅火災の延焼拡大を防ぐため、防災品をはじめとする住宅用消火器、

## (変更後)

関する必要な情報を収集し、適切な提供に努めます。

- ③地域住民、防犯組織、警察及び行政が緊密に連携し、犯罪情報の迅速な周知や伝達ができる体制を構築します。

## 第3節 消防・救急体制の強化

## (1) 消防力の充実

## ○施策の方向

広大な市域のなか、地震や風水害など大規模な自然災害や火災から市民を守るため、消防防災施設の整備などにより機動力を強化し消防力を充実します。

## ○主な施策

- ①社会環境が変化するなか、複雑多様化する各種災害に即応できる消防施設や設備、資機材の計画的整備を推進します。
- ②消防防災活動における関係機関との連携や災害時応援・受援体制の整備を推進します。

## (2) 新たな住宅防火対策の推進

## ○施策の方向

住宅出火の防止のため、火災予防広報活動を積極的に展開し、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。

## ○主な施策

- ①住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、消防団及び自主防災組織などとの連携強化により、住宅用火災警報器の早期設置を促進します。
- ②住宅火災の延焼拡大を防ぐため、防災品をはじめとする住宅用消火器、

(変更前)

安全調理器具などの普及を推進します。

- ③高齢者世帯などからの火災の発生を防ぐため、福祉関係者をはじめとする関係機関との連携により、防火指導、住宅防火診断などを行い、防火意識の更なる高揚を図ります。

(3) 救命救急体制の整備

○施策の方向

救急患者の救命率の向上を図るため、救急業務の高度化に対応した救急隊員の育成と広大な市域に対応した救急体制の整備を推進するとともに、市民による応急手当の技術を高めます。

○主な施策

- ①救命救急に関する技術をはじめとする隊員教育を一層推進するとともに、高規格救急自動車や高度救急処置用資機材を計画的に整備します。
- ②※AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の知識や技術の普及とAEDの設置を推進します。
- ③自主防災組織や事業所のリーダーを対象に応急手当普及員を養成し、地域住民に普及することにより、一家に一人の「救急隊員」の養成を推進します。
- ④年代に応じた児童生徒を対象とした応急手当の講習や市内を巡回する配送業者による的確な救急処置を可能とするための講習など、多様な応急手当講習を推進します。

(4) 消防団員の確保

○施策の方向

社会環境、就業構造の変化に伴う消防団員の減少を抑えるため、事業所からの消防団に対する一層の理解と協力を得られる環境を整備します。また、消防団員の多くがサラリーマン化し、日中の災害発生時において団員の確保が困難となっていることから、地域の協力体制の確立と

(変更後)

安全調理器具などの普及を推進します。

- ③高齢者世帯などからの火災の発生を防ぐため、福祉関係者をはじめとする関係機関との連携により※防火訪問などを行い、防火意識の更なる高揚を図ります。

(3) 救命救急体制の整備

○施策の方向

救急患者の救命率の向上を図るため、救急業務の高度化に対応した救急隊員の育成と広大な市域に対応した救急体制の整備を推進するとともに、市民による応急手当の技術を高めます。

○主な施策

- ①救命救急に関する技術をはじめとする隊員教育を一層推進するとともに、高規格救急自動車や高度救急処置用資機材を計画的に整備します。
- ②※AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の知識や技術の普及とAEDの設置を推進します。
- ③自主防災組織や事業所のリーダーを対象に応急手当普及員を養成し、地域住民に普及することにより、一家に一人の「救急隊員」の養成を推進します。
- ④~~年代に応じた~~児童生徒を対象とした応急手当の講習や市内を巡回する配送業者による的確な救急処置を可能とするための講習など、多様な応急手当講習を推進します。

(4) 消防団員の確保

○施策の方向

社会環境、就業構造の変化に伴う消防団員の減少を抑えるため、事業所からの消防団に対する一層の理解と協力を得られる環境を整備します。また、消防団員の多くがサラリーマン化し、日中の災害発生時において団員の確保が困難となっていることから、地域の協力体制の確立と

(変更前)

魅力ある消防団づくりを推進します。

**○主な施策**

- ①消防団に対する事業所からの協力を得るために、消防団協力事業所表示制度の普及を図るなど、活動への理解を促進します。
- ②日中の災害発生時における地域の実態調査を実施し、その結果に基づきOB団員と自主防災組織の協力体制を構築します。
- ③団員が参加、活動しやすい事業運営をめざしながら、魅力ある消防団づくりを推進します。

**第5節 資源循環型社会の形成**

**(2) ごみ減量化・資源化の推進**

**○施策の方向**

廃棄物の分別排出、収集、適正な処理を確保するとともに、処理施設の整備や維持管理のコスト低減を図るため、排出抑制、再使用、再資源化の3R（リデュース、リユース、リサイクル）事業を推進します。

**○主な施策**

(変更後)

魅力ある消防団づくりを推進します。

**○主な施策**

- ①消防団に対する事業所からの協力を得るために、消防団協力事業所表示制度の普及を図るなど、活動への理解を促進します。
- ②団員が参加、活動しやすい事業運営をめざしながら、魅力ある消防団づくりを推進します。
- ③消防団活動協力員制度の充実を図るとともに、自主防災組織との協力体制を構築します。

**第4節 資源循環型社会の形成**

**(1) 新たな廃棄物処理施設の整備**

**○施策の方向**

老朽化している廃棄物処理施設の更新にあたっては、地域の生活環境や地球温暖化に配慮し、排出される熱利用などを考慮した施設を整備します。

**○主な施策**

- ①循環型社会の構築を目的とした全体計画に基づき、排熱を利用した発電機能を備えるなど、環境に配慮した新たな廃棄物処理施設の整備を推進します。

**(2) ごみ減量化・資源化の推進**

**○施策の方向**

廃棄物の分別排出、収集、適正な処理を確保するとともに、処理施設の整備や維持管理のコスト低減を図るため、排出抑制、再使用、再資源化の3R（リデュース、リユース、リサイクル）事業を推進します。

**○主な施策**

(変更前)

- ①市民、事業者、行政の責務の明確化を図り、具体的な実行項目を設定し、廃棄物減量を推進します。
- ②廃棄物の分別排出、収集、処理の適正化に努め、資源化率向上と廃棄物関連事業コストの低減化を促進します。
- ③事業者によるリサイクル活動を推進するとともに、市民のリサイクル運動や集団資源回収の支援や拠点資源回収を推進します。
- ④廃棄物の再資源化について、産学官民での研究、開発を促進するとともに、その有効活用について積極的に取り組みます。
- ⑤下水道などの整備や浄化槽の普及によるし尿の排出量を的確に把握し、適正なし尿の収集と処理に努めます。
- ⑥一般廃棄物の処理施設や最終処分場について、廃棄物の排出抑制などによる現有機能の延命を図りながら、耐用年数や処理能力などを勘案し、将来の処理量に見合った処理施設を整備し、適正な処理及び処分の機能を確保します。

(1) 資源循環型社会への転換

○施策の方向

生活環境や自然環境の保全、環境負荷の低減をめざし、市民、事業者、行政、研究機関などが協働して、省資源・省エネルギー型の市民生活や事業活動を持続可能な形で展開し、資源循環型社会を形成します。

○主な施策

- ①市民の生活における省資源・省エネルギーに係る具体的な行動を勧奨し、大量消費、大量廃棄から資源循環型の生活様式への転換を促進します。

(変更後)

- ①市民、事業者、行政がそれぞれの責任を持って3Rを推進するとともに、廃棄物減量等推進員の活動強化を図り、ごみ減量化を促進します。
- ②廃棄物の分別排出、収集、処理の適正化に努め、資源化率向上と廃棄物関連事業費の低減化を図ります。
- ③市民、事業者によるリサイクル活動の推進と集団資源回収運動への支援を行い、運動の拡大を図ります。
- ④民間主導型のごみ減量・資源化を促進するため、国・県の各種支援制度の情報提供などを行いながら、食物残さの肥料化など、資源循環型社会の形成に積極的に取り組む事業者の拡大を図ります。
- ⑤下水道などの整備や浄化槽の普及によるし尿の排出量を的確に把握し、適正なし尿の収集と処理に努めます。
- ⑥一般廃棄物の処理施設や最終処分場について、廃棄物の排出抑制などによる現有機能の延命を図りながら、耐用年数や処理能力などを勘案し、将来の処理量に見合った処理施設を整備し、適正な処理及び処分の機能を確保します。

(3) 資源循環型社会への転換

○施策の方向

生活環境や自然環境の保全、環境負荷の低減を促すため、市民、事業者、行政、研究機関等が協働して、省資源・省エネルギー型の市民生活や事業活動を持続可能な形で展開し、資源循環型社会を形成します。

○主な施策

- ①市民の生活における省資源・省エネルギーを意識した生活を促すため、その意義や必要性などについて情報発信し、大量消費、大量廃棄から資源循環型生活様式への転換を促進します。
- ②※LED照明などの省エネルギーに貢献する新しい技術を使った設備、機器等の導入を促進します。

(変更前)

(変更後)

②事業活動に伴う環境負荷を低減するため、排出事業者の廃棄物減量化目標の設定とその実行管理を促進します。

③研究機関との連携により地域の環境保全や向上に寄与する技術開発や仕組みづくりを推進します。

#### (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用

##### ○施策の方向

地下水の保全・涵養を推進するとともに、水質汚染の防止を図りながら適正な利用を促進します。

##### ○主な施策

①森林や農地の保全を通じて地下水源を涵養するとともに、関係機関と連携し水位や水質の観測を行い、地盤沈下や水質汚染などの環境被害を未然に防止します。

②庄内南部地域地下水利用対策協議会などの活動を支援し、地下水の利用者に対して地下水資源の保全のため適正な利用を働きかけます。

#### (3) 環境に配慮したエネルギーの活用

##### ○施策の方向

地域の特性である広大な森林や農林業が盛んであることなどを生かし、環境負荷の少ない自然エネルギーやリサイクルエネルギーの研究、開発を促進し、積極的な利活用を推進します。

##### ○主な施策

①研究機関などとの連携により、間伐材や剪定枝などの森林の未利用資源や廃棄物（生ごみ、植物残さ、廃食用油等）を活用したバイオマスエネルギーの研究、開発を進めるとともに、その有効利用を促進します。

③事業活動に伴う環境負荷を低減するため、排出事業者のごみ資源化など廃棄物を減らす取組みを促進します。

④研究機関との連携により、地域の環境保全や向上に寄与する技術開発や仕組みづくりを推進します。

#### (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用

##### ○施策の方向

地下水の保全・涵養を推進するとともに、水質汚染の防止を図りながら適正な利用を促進します。

##### ○主な施策

①森林や農地の保全を通じて地下水源を涵養するとともに、関係機関と連携し水位や水質の観測を行い、地盤沈下や水質汚染などの環境被害を未然に防止します。

②庄内南部地域地下水利用対策協議会などの活動を支援し、地下水の利用者に対して地下水資源の保全のため適正な利用を働きかけます。

### 第5節 エネルギーの地産地消の推進

#### (1) 再生可能エネルギーの導入拡大

##### ○施策の方向

本市の恵まれた自然環境や高等教育機関の集積など、地域の資源や特性を生かし、産業振興や雇用の創出などの地域の活性化につながる※再生可能エネルギーの導入を推進します。

##### ○主な施策

①本市の地域エネルギービジョンに掲げる将来の姿を実現するため、そのビジョンに基づく取組みを推進します。

②地域に富が循環し、地域振興につながる再生可能エネルギーの導入を推

(変更前)

②太陽光など環境負荷の少ない自然エネルギーの活用を推進します。

(変更後)

進めます。

③本市の恵まれた水資源や充実した農業用水路等を活用し、小規模水力発電を推進します。

④本市の恵まれた森林資源などを活用し、木質バイオマスの利用を推進します。

(2) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進

○施策の方向

各種エネルギー関連施策を推進するため、※産学官公民の各主体の積極的な参加を促し、互いが持つ強みを有機的に連携させ、地域の総合力を発揮できるようにします。

○主な施策

①産学官公民の多様な主体の連携のもと、地域のシーズやニーズの把握に努め、新たなエネルギー関連事業の掘り起こしを図ります。

②再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、市民への普及啓発や、子どもへの環境・エネルギー教育を推進します。

第4節 環境の美化・保全活動の推進

(1) 地球環境保全対策の推進

○施策の方向

地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境保全のための取組みについて、各行政機関が率先することはもとより、市民、事業者の意識向上と普及を図り、地域一体となった推進体制を構築します。

○主な施策

①市の施設をはじめ、全市域を対象とした温室効果ガスの削減に向けた具

第6節 環境美化・保全活動の推進

(1) 地球環境保全対策の推進

○施策の方向

地球温暖化~~防止~~対策をはじめとする地球環境保全のための取組みについて、各行政機関が率先することはもとより、市民、事業者の意識向上と普及を図るとともに、推進体制を強化し、国・県と連携した取組みを推進します。

○主な施策

①※鶴岡市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の施設における温室効果

## (変更前)

体的取組みを目標値を定めて計画的に実践します。

- ②地球環境保全対策事業を地域で展開していくための推進母体の形成とそのネットワークづくりを推進します。
- ③家庭における地球温暖化対策についての意識の向上を図り、「わが家のエコチェック」や「環境家計簿」などの普及の取組みを推進します。

## (2) 自然環境の保全

## ○施策の方向

農林水産資源を育み、水源の涵養や市土の保全など多面的な機能を有する本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、原生的な自然や森林から海に至るまでの貴重な自然環境を保全、再生します。また、市民が自然からの恩恵を享受し、自然に対する理解を深め、ふれあいを促進するための取組みを進めます。

## ○主な施策

- ①市民と行政が協力し、自然環境の維持保全に努め、外来生物による生態系への被害防止など地域の貴重な動植物の保護や調査活動を推進します。
- ②自然環境への理解や関心を深め、保全意識の高揚を図るとともに、自然体験による学習活動など、自然にふれあう機会を創出します。
- ③高館山自然休養林、※ラムサール条約登録地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地周辺の豊かな自然条件を活用して、子どもたちが楽しく自然科学について学ぶことができる庄内自然博物館（仮称）を整備します。

## (3) 地域の環境美化・保全

## ○施策の方向

## (変更後)

ガスの排出量を削減します。

- ②※「環境つるおか推進協議会」の組織力の強化を図るとともに、関係機関、団体などとのネットワークの形成を推進します。
- ③国・県との連携により、家庭や事業所における地球温暖化対策の意識の向上を図るとともに、「家庭のアクション」や「事業所のアクション」などの各種取組みを推進します。

## (2) 自然環境の保全

## ○施策の方向

農林水産資源を育み、水源の涵養や市土の保全など多面的な機能を有する本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、原生的な自然や森林から海に至るまでの貴重な自然環境を保全、再生します。また、市民が自然からの恩恵を享受し、自然に対する理解を深め、ふれあいを促進するための取組みを進めます。

## ○主な施策

- ①市民と行政が協力し、自然環境の維持保全に努め、外来生物による生態系への被害防止など地域の貴重な動植物の保護や調査活動を推進します。
- ②自然環境への理解や関心を深め、保全意識の高揚を図るとともに、自然体験による学習活動など、自然にふれあう機会を創出します。
- ③高館山自然休養林、※ラムサール条約登録地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地周辺の豊かな自然条件を活用して、子どもたちが楽しく自然科学について学ぶことができるよう、自然学習交流館（ほとりあ）を拠点とする学習活動を推進します。

## (3) 地域の環境美化・保全

## ○施策の方向

(変更前)

快適な生活環境と豊かな自然環境を維持、保全していくため、公害防止や生活環境保全の対策を進めるとともに、不法投棄や※散在性廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦を通じた地域美化意識の醸成に努め、地域に適した環境美化・保全運動を推進します。

○主な施策

- ①事業所に対する公害防止対策の指導や市民生活に伴う環境汚染防止に向けた意識の向上を図るとともに、生活環境の維持、保全に関する苦情や相談に適切に対処します。
- ②市民一人ひとりが自然保護や環境保全に深く関わり、自ら行動することの意識の醸成を図り、不法投棄やごみのポイ捨てなどの抑止力の発揮と早期発見のための体制の確立及び情報の発信を進めるとともに、環境被害の防止と速やかな原状回復に努めます。
- ③クリーン作戦などの市民や団体に取り組む環境美化活動を支援するとともに、それらの活動支援の場となる※プラットフォームや情報共有のためのネットワークを整備します。
- ④国内外や河川域からもたらされる海岸漂着ごみによる環境悪化や漁業被害の防止対策を推進し、適切な原状回復に努めます。

(4) 環境教育の推進

○施策の方向

市民一人ひとりの自然保護や環境保全についての意識の醸成とマナーの向上を図るとともに、環境の保全を率先実行する人材を育成するため、一般市民、児童・生徒、さらには企業を対象にした各種の環境教育活動を推進します。

○主な施策

- ①「環境フェア」などの普及啓発イベントを行政、市民団体、企業が協働して開催し、参加者の拡大を図ります。
- ②こどもを対象とした「環境体験教室」や、一般市民向けの「環境講座」

(変更後)

快適な生活環境と豊かな自然環境を維持、保全していくため、公害防止や生活環境保全の対策を進めるとともに、不法投棄や散在性廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦を通じた地域美化意識の醸成に努め、地域に適した環境美化・保全運動を推進します。

○主な施策

- ①事業所などに対する公害防止対策の指導や市民生活に伴う環境汚染防止に向けた意識の向上を図るとともに、生活環境の維持、保全に関する苦情や相談に適切に対処します。
- ②※庄内地区不法投棄防止対策協議会や※鶴岡市不法投棄監視通報ネットワークなどと連携を図り、情報を共有し不法投棄防止に努めるとともに、不法投棄された箇所についてはさらなる環境被害防止のために、速やかな原状回復に努めます。
- ③クリーン作戦などの市民や団体に取り組む環境美化活動を支援するとともに、国内外や河川域からもたらされる海岸漂着ごみについては、地域の住民や関係団体などと連携し、その対策を推進します。

(4) 環境教育の推進

○施策の方向

自然保護や環境保全について、市民一人ひとりの意識とマナーの向上を図るとともに、環境の保全などに率先して取り組む人材を育成するため、一般市民、児童・生徒、さらには企業を対象にした各種の環境教育活動を推進します。

○主な施策

- ①「環境フェア」などの普及啓発イベントを行政、市民団体、企業が協働で開催し、市民への意識啓発を図ります。
- ②市民の環境意識の向上を図るための教室や講座などを開催するととも

(変更前)

などを実施するとともに、住民組織、企業などを対象にした専門的指導や講座の実施など環境教育を拡大強化します。

(変更後)

に、環境の保全などについて主体的・実践的に行動する人材の育成を推進します。

③環境広報紙である「エコ通信」の発行により、環境に関する的確な情報を提供し市民への普及啓発を図ります。